

(続紙 1)

京都大学	博士（人間・環境学）	氏名	川口朋子
論文題目	戦時下都市防空における建物疎開 - 京都の事例を中心にして -		
(論文内容の要旨)			
1937年に公布された防空法は、その後戦況の変化に応じて改正され、1943年10月の第二次改正時点で「建物疎開」を可能にする規定が条文に明記された。市街地の既存家屋を防空目的のため強制撤去し、火災を遮断する一定規模の疎開空地や連続した疎開空地帯を都市市街地に創出することが目的であった。本論文は、非戦災都市京都における建物疎開の事例を取り上げ、被災した主要都市の代表として東京の同事業の執行経過資料を補い比較することを通じて、それぞれの事業経過の全容と事業を統括した内務省、東京都や京都府の執行体制を分析する。そして、建物撤去により移転を強いられた住民の動向を分析し、非戦災都市にも起きた準「戦災」として建物疎開を捉え直し、今日でも住民の記憶に残る傷跡の意味を問うものである。 第1章では、まず、建物疎開事業へと至る防空法が規定する民防空の展開を辿る。民防空とは、空襲による被害を軽減するため、陸海軍以外の者すなわち内務省が統括する防衛行政のことである。日中戦争開始当初は灯火管制、消防、防毒、避難及び救護体制の整備、そしてそれらを支える監視、通信、警報システムの計画及び事業を意味した。本論文では、以上の防空事業が次第に都市計画と係わる空地創出の事業を含むようになる経過を、太平洋戦争開始前後の戦況の変化と法改正における条文の変化の対応、および内務省の担当部局編成の変化などを通して比較検討している。空襲の現実化により都市内空地の防空的役割が否応もなく注目され、1943年10月の法改正において建物疎開(除却)の規定が登場し、内務省に防空総本部が設置された経過を明確にする。次に、建物疎開事業を最も先んじて執行した帝都東京の防空体制の編成と事業の執行経過を資料から復元し、次の章で考察する京都の事例と比較するための指標を準備する。 第2章では、京都の建物疎開を取り上げる。六大都市でありながら防空上は地方都市の扱いを受けた京都では、建物疎開事業の開始が他都市に比較して半年以上遅れた。その後、特異な進展を遂げた事情を、執行体制の編成、事業計画立案と実施経過に関する現存行政資料の分析を通じて確認する。京都は空襲を受けなかったため、当初は重要工場の周囲(第一次事業)や消防道路設置(第二次事業)の疎開に止まっていたところ、1945年3月の日本の諸都市を襲った大空襲の直後になって突然、大規模な疎開空地帯			

の指定と事業執行(第三次事業)に突き進み、鉄道施設や重要施設周辺部の疎開(第四次事業)の作業中に敗戦を迎えた経過が明らかにされる。

東京では空襲が始まる1944年11月以前に疎開空地帯を始め各種の空地創出事業がかなり進展していたため、45年3月の大空襲の結果、疎開空地帯が役に立たない事実が認識されたのに対し、京都では大空襲の後一気に空地帯造成に走った点が明らかになった。地区指定は最終的に内務大臣が行うものの、建物疎開の現場判断と執行が地方長官(府県知事)に任されていた事業である点に、東京と京都での空地帯の認識の違いが生まれる原因があったと申請者は論じる。内務省告示の1ヶ月も前に事業に着手し、告示到着時に九割方が済んでいたという第三次事業(疎開空地帯造成)の拙速さが京都の特徴であるとしている。以上が疎開執行者側の残した資料から見た建物疎開である。

第3章では、建物疎開に直面した市民の記憶を聞き取り調査により掘り起こし、建物疎開や移転の補償関連の行政文書の記録と重ねて検討する。住民に短期間に移転を強い事業の異常さとその傷跡について、主に第三次建物疎開で空地帯に指定された今日の五条通・御池通・堀川通地区で申請者は調査を行った。その結果、疎開者への補償金支払いが著しく遅延し戦後にまで持ち越されたこと、家屋取り壊しに先立つ調査や時価評価も事後の登記簿による算定となり取り壊し作業が先行したこと、移転先の紹介も不十分ななか、疎開者は主に同じ学区の空き家に避難した実態が明らかになった。

第4章では、持ち越された補償について、戦後とられた国の法的措置と京都での経過を明らかにする。国は戦後、空襲被災地と疎開跡地の補償を切り離し、後者についての国家責任を回避した立法(罹災都市借地借家臨時処理法と戦時補償特別措置法)を行った。京都では、防空法の補償規定を戦後僅かな期間適用しただけで、未請求者に対する供託金を1955年、府の歳入に組み入れ補償を終了した経過が判明する。生み出された疎開空地は、戦後、都市計画決定され、公共空地に転用されていくが、そこに別の問題を残した点を申請者は指摘する。それは、疎開跡地の土地がすべて買収されたわけではなく、賃借部分が戦後残り、戦時下の理不尽な家屋撤去を記憶する一部の所有者とその子孫が、京都市に跡地を賃貸し続けている事実である。

以上のように、戦時下に執行された建物疎開の跡地は、疎開者の悲痛な記憶と傷跡が残されているながら、戦後、公的な救済や顕彰行為を経ずに広幅員道路や公共空地とされ、戦後京都の繁栄の起点となっている実態が明らかになった。

(論文審査の結果の要旨)

太平洋戦争末期に日本全国279都市において執行された建物疎開は、市街地建物を防空目的のため強制撤去した国の事業として、その事実や戦後の跡地処理は歴然としながら、資料の散逸や廃棄によりごく一部の都市を除いて事業経過や実態が解明されていない。本論文は、直接的な空襲被害をほとんど受けなかった京都における建物疎開の事例を取り上げ、政府の執行体制のなかに位置づけ、その事業展開の特徴を検討する。壊滅した東京や大阪でさえ、戦後編まれた戦災復興事業史などが詳しく疎開事業に言及し、研究論文も存在する。それに対し、京都の疎開事業に関しては、公的機関に保存される関連行政文書の存在が知られながら、網羅的な紹介や研究が存在しない。他方、疎開事業の辛い記憶をもつ多くの市民が生存していながら、記憶を網羅的に採集した記録も存在しない。本研究はその欠を補うとともに、戦災がなかった京都の事例においてこそ、より一層明瞭に戦時や国家目的を理由に拙速理不尽に執行された都市「改造」の本質を追求しうる点に着眼した。この方法は今後、他の非戦災都市での同種の課題の解明に応用されるであろう。

本論文序は、従来の都市計画史研究の多くが、建物疎開を戦災復興の文脈で語るため、戦後都市計画への転用が果たした「功」の側面をみるあまり、事業実施時点での人為的「罪」の面が忘れられがちであることを指摘し、第1章において、事後評価的尺度には捕らわれず、戦時下の民防空の国家体制の中で建物疎開の位置を確認した。すなわち、都市計画官制が機能停止した戦時下の防空法官制下の事業であり、計画決定から執行に至るまで内務大臣と地方長官が専決する体制で、しかも戦時下のため地方長官に任された部分が多く、都市により計画立案と事業経過に大きな違いが生じたことを第1章(東京)と第2章(京都)によって対照化させた。従来、東京、名古屋、大阪、広島などの事例を個別に紹介する研究に止まっていた状況を一歩進めた点が本論の寄与と認められる。

別の寄与としては、都市計画法体制では決してあり得ない、既存建物の除却命令を可能にする根拠規定について、従来、東京や大阪の事例を扱った論者たちが第一次法改正時点(1941年11月)の条文に求めていた見解を、第二次改正(1943年10月)の法第5条の6と正した点は特記すべきことである。これにより、内務省の命令と疎開地区指定の経過の間に存した従来の解釈上の難点が解消したからである。

さらにいえば、京都での建物疎開事業の特徴を第2章で明瞭に示しえたのは、第1章の東京での事業経過と比較してのことである。国の重要防空都市とみなされなかった京都では、建物疎開に先行して他の五大都市では行われた防空空地の指定がなく、法第二次改正後の疎開空地事業(重要施設周囲の空地事業)の開始も東京から半年遅れ、その後の疎開空地帯の計画は、

1945年3月の諸都市大空襲の後に一気に加速した。東京大空襲により疎開空地帯には防空効果がほとんどないことが示されたので、内務省中枢でも建物疎開に対する疑念が生じたことを紹介し、東京ではその後空地帯の造成は鈍ったのに対し、それにもかかわらず疎開空地帯造成に走った京都の実情を、残された行政文書の分析と米軍撮影の航空写真から進行状況を視覚化することによって取り出して見せた。研究手法としても新味が出せたものと評価できる。

建物疎開についての従来の研究は、執行体制と事業進行経過、そして戦後の顛末(都市計画への転用など)を示して終わるのが通例である。申請者はさらに、この事業に巻き込まれた市民の証言を求めて、三大空地帯(御池・堀川・五条)周辺部の住民や旧住民への聞き取り調査を行った。他の小空地周辺住民の聞き取りまでには及ばなかったものの、国や府そして市の執行官の立場から見た事業史に止まることなく、理不尽な、しかも人為の災厄に巻き込まれた住民の癒されることのない負の記憶を取り出し、疎開者の移転先所在を地図上に視覚化し受難者の生きた状況を重ねて再現した試みは、在来の研究にない成果となった。

戦後についても、家屋を奪われ土地を戦後の都市計画道路に占有されても、決して土地を京都市に譲渡しない遺族がいることを示し、戦時補償をそのまま国庫に吸収してしまった戦後日本の拙劣な戦時補償制度にあって、それにさえ含まれなかった疎開跡地の補償制度の京都における実態を第4章で明らかにした。本論のもうひとつの功績である。

総じて、戦時下の強権的な疎開事業と疎開跡地の戦後の社会的効用を功罪相半ばするとして調整してしまう立論を避け、資料を丹念に追い事業経過と実態(執行責任の所在)を復元し住民の受難の記憶の類型を取り出すことによって、本論文は、戦後形成された近代的広幅員道路を備えた非戦災都市京都にも解決していない人災としての「戦災」の影があることを示しえた。そこに、未だ数の少ない既往建物疎開研究にあって、新しい次元を拓いた意義を認めるものである。したがって、文化・地域環境の認識・構築・保全・運営を総合的に考察する共生文明学専攻文化・地域環境論講座にふさわしい内容を備えたものといえる。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、平成23年1月13日、論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 2011年 6月 1日以降